

栃木労働局「今月(10月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】
栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



①【栃木県最低賃金】10月1日から時間額 954円 に改正します

- 栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。
- 特定の産業には、特定最低賃金が定められています。
- 最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています。ご利用ください。

*** 業務改善助成金: 中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。**

(令和5年8月31日より制度が拡充されました!)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。



栃木県の最低賃金は
はこちら➡



業務改善助成金に
ついてはこちら➡



事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、人
材育成・教育訓練など



(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

【問合せ】業務改善助成金コールセンター-TEL0120-366-440

*** 働き方改革推進支援センター相談窓口:** 中小企業における労働環境整備、例えば賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター-TEL0800-800-8100



② 行動災害の防止に向けて! ・ 10月1日～7日は全国労働衛生週間

- 10月1日から7日までは「目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場」をスローガンとした全国労働衛生週間です。
- 「**Aない声かけ3か月運動! プラス**」(労働災害に結び付く「あわてる」「あせる」「あなどる」の「あぶない行動」のキーワードの頭文字「あ(A)」を取った行動を「しない・させない」ために、同じ場所で働く皆がお互いに声をかけ合って、安全な作業行動の定着化を図る労働災害防止運動) **令和6年3月31日まで展開中**です。



③ 体調を崩しやすいこの時期に、休暇の取得でリフレッシュを!

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。

詳しくはこちら➡

(年次有給休暇取得促進特設サイト)



④ 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

- 11月の「**過労死等防止啓発月間**」に、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指しシンポジウムを開催します。
- 日時：令和5年11月29日（水） 14：00～
- 場所：栃木県教育会館5階小ホール

申込手続きについては、**現在準備中**です。

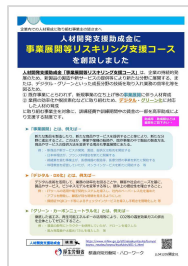
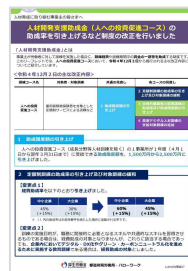


⑤ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

- 人への投資促進コース**・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

令和4年12月助成率が引き上げとなりました。

- 事業展開等リスキング支援コース**・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。



【問合せ】 栃木労働局助成金事務センター TEL：028-614-2263

⑥ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます(令和6年4月以降)

- 障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。



⑦ 栃木労働局のSNSをご利用ください！

- 栃木労働局では、栃木県内の労働行政に関する様々な情報を随時配信しています！まずは、以下のSNSでフォローをお願いします。

LINE

X (旧Twitter)

Instagram

